

株 主 各 位

(本店所在地)
東京都千代田区外神田一丁目9番14号
(本社事務所)
大阪市北区堂島一丁目5番17号

株式会社 エディオン

代表取締役社長 久保允誉

第8回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第8回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成21年6月25日(木曜日)午後6時30分までに到着するよう、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年6月26日(金曜日)午前10時
2. 場 所 東京都港区高輪四丁目10番30号
品川プリンスホテル メインタワー15階「京都」
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 会議の目的事項
報 告 事 項
 1. 第8期(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第8期(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役9名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件
4. その他株主総会招集に関する事項
議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会日の3日前(平成21年6月22日)までに、その旨と理由を書面によりご通知ください。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.edion.co.jp>)へ掲載させていただきます。

事業報告

(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

1-1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国経済は、世界的な金融市場の混乱や為替市場での急激な円高の進行により、極めて厳しい状況となりました。また、個人消費につきましても雇用情勢の悪化等先行き不透明感から節約志向が高まり購買意欲が一段と冷え込む状況となりました。

当家電小売業界では、上期においては、北京オリンピック開催により薄型テレビ等のデジタル家電の需要が盛り上がりを見せたほか、7月以降の猛暑や消費者の省エネ志向の高まりにより、エアコン、大型冷蔵庫に代表される高付加価値の白物家電が堅調に推移いたしました。前年度後半から続く景気の後退の影響による個人消費の減速、また、下期においては、さらなる景気の悪化および消費者の節約志向の高まりによる競合各社との競争激化等により、薄型テレビ等のデジタル家電における単価の下落、パソコン等の情報関連商品の不振、暖冬の影響によるエアコン等の季節商品の低迷等、業界全体として非常に厳しい市場環境の中で推移いたしました。

こうした中で当企業グループは、薄型テレビ等のデジタル家電の販売や高付加価値の白物家電の拡売に力を入れて取り組んだほか、グループ合同での販促セール等の共通の施策を行う一方で、エリア政策として、各エリアの特性を汲んだ価格・販促政策についても積極的に取り組み、中部エリアにおいては㈱エイデンの創業60周年記念イベントとして「スーパー家電Live inナゴヤドーム」を開催する等、各エリアにおける事業基盤の底上げに取り組みました。出店においては、平成20年6月に環境設備を充実させた「エイデン藤枝店」や同年9月に玩具やリフォーム、ウォッチ等を取り扱う郊外型複合店舗として「デオデオ倉敷本店」をオープンする等、地域シェア拡大に努めました。平成21年2月には、関東エリアで事業活動を行う㈱東京エディオン、石丸電気㈱を中部エリアで事業活動を行う㈱エイデンが中部以東における一体運営を行うべく吸収合併し、同時に不採算店舗の統廃合を進めたことにより、店舗の減損および除却損等の特別損失についても大きく膨らむこととなりました。

なお、上記の結果による営業店舗の状況と連結業績の概況は、以下のとおりとなりました。

営業店舗の状況

	前期末	増加	減少	差引	当期末
直 営 店	434店	24店	37店	△13店	421店
F C 店	643店	30店	16店	14店	657店
合 計	1,077店	54店	53店	1店	1,078店
直営店売場面積	1,046,334㎡	74,855㎡	64,888㎡	9,967㎡	1,056,301㎡

- (注) 1. 上記の他に、家電直営店2店舗を建替、2店舗を増床、7店舗を移転しております。
2. 直営店の増加・減少には、(株)デオデオおよび(株)ミドリ電化から(株)東京エディオンへの事業譲渡に伴う店舗の増加7店舗と減少7店舗が含まれております。

連結業績の概況

(1) 売上高

当連結会計年度の売上高は8,030億4百万円（前期比94.3%）となりました。世界的な金融・経済危機による需要の減退に伴い、消費者の買い控えや競争激化による単価の下落などにより売上高は前年を割り込む結果となりました。

また、関東エリアにおける事業再編に伴う不振店舗の閉鎖などもその一因となっております。

(2) 営業利益

当連結会計年度の営業利益は12億32百万円（前期比14.5%）となりました。これは売上高が大幅に減少するなかで販売費及び一般管理費が、経費削減につとめたものの1,848億25百万円（前期比99.1%）であったこと等によるものであります。

(3) 経常利益

当連結会計年度の経常利益は117億51百万円（前期比55.4%）となりました。これは主に営業利益の減少にともなう減少であります。

(4) 当期純損失

当連結会計年度の当期純損失は135億6百万円（前期は67億54百万円の当期純利益）となりました。これは、減損損失79億46百万円、投資有価証券評価損57億51百万円等の計上で特別損失が199億47百万円となったことと、繰延税金資産の取崩等を含めて法人税等が66億60百万円あったこと等によるものであります。

(単位：百万円)

	20年3月期	21年3月期	増減額	前期比(%)
連結売上高	851,205	803,004	△48,201	94.3
営業利益	8,480	1,232	△7,247	14.5
経常利益	21,227	11,751	△9,476	55.4
当期純利益	6,754	△13,506	△20,260	—

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

企業集団の商品別連結売上高

区 分	前 連 結 平成19年4月1日から 会計年度 平成20年3月31日まで		当 連 結 平成20年4月1日から 会計年度 平成21年3月31日まで		前期比増減率
	売 上 高	構 成 比	売 上 高	構 成 比	
	百万円	%	百万円	%	%
映 像 商 品	203,643	23.9	195,646	24.4	△3.9
音 響 商 品	30,744	3.6	29,847	3.7	△2.9
冷 暖 房 商 品	70,596	8.3	73,669	9.2	4.4
家 庭 電 化 商 品	169,083	19.9	161,227	20.1	△4.7
情 報 通 信 商 品	178,247	20.9	152,631	19.0	△14.4
そ の 他	198,890	23.4	189,980	23.6	△4.5
計	851,205	100.0	803,004	100.0	△5.7

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

企業集団の地区別連結売上高

区 分	前 連 結 平成19年4月1日から 会計年度 平成20年3月31日まで		当 連 結 平成20年4月1日から 会計年度 平成21年3月31日まで		前期比増減率
	売 上 高	構 成 比	売 上 高	構 成 比	
	百万円	%	百万円	%	%
北 海 道 ・ 東 北 地 方	15,466	1.8	15,117	1.9	△2.3
北 陸 地 方	36,185	4.3	34,185	4.2	△5.5
関 東 地 方	66,937	7.9	51,463	6.4	△23.1
中 部 地 方	248,803	29.2	238,525	29.7	△4.1
近 畿 地 方	201,563	23.7	185,953	23.1	△7.7
中 国 地 方	198,658	23.3	192,523	24.0	△3.1
四 国 地 方	26,992	3.2	29,340	3.7	8.7
九 州 地 方	56,598	6.6	55,893	7.0	△1.2
計	851,205	100.0	803,004	100.0	△5.7

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

1-2. 資金調達等についての状況

(1) 資金調達

当社は、金利上昇リスクの回避およびグループ内の財務安全性確保のため、平成20年5月9日に「株式会社エディオン2013年5月10日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債」を発行し、150億円を調達いたしました。

(2) 設備投資

当連結会計年度において実施した設備投資の額は321億24百万円であり、その主なものは当連結会計年度中に完成した次の店舗となっております。

区 分	設 備 名	所 在 地	開 店 日	増加売場 面 積
(デオデオグループ)				㎡
新 設	デオデオサンリブシティ くまん店	熊本県熊本市	H20.07.11	5,189
〃	デオデオゆめタウン 三豊店	香川県三豊市	H20.11.13	2,645
移 転	デオデオ益田店	島根県益田市	H20.04.12	1,785
〃	デオデオ徳島藍住店	徳島県藍住町	H20.04.25	2,752
〃	デオデオエミフル MASAKI店	愛媛県松前町	H20.04.26	2,233
〃	デオデオ美作店	岡山県美作市	H20.07.11	734
〃	デオデオ津山本店	岡山県津山市	H20.10.24	3,766
〃	デオデオ廿日市店	広島県廿日市市	H20.11.14	2,934
建 替	デオデオ江津店	島根県江津市	H20.06.13	629
〃	デオデオ倉敷本店	岡山県倉敷市	H20.09.19	4,077

区 分	設 備 名	所 在 地	開 店 日	増加売場 面 積
(エイデングループ)				m ²
新 設	エイデンサントムーン 柿田川店	静岡県清水町	H20.05.02	6,010
〃	エイデン常滑店	愛知県常滑市	H20.07.04	2,163
〃	エイデン四日市日永店	三重県四日市市	H20.11.28	3,140
〃	エイデン津島店	愛知県津島市	H21.02.01	2,624
移 転	エイデン藤枝店	静岡県藤枝市	H20.06.27	3,225
増 床	石丸電気上尾店(注)	埼玉県上尾市	H20.12.06	786
(ミドリ電化グループ)				m ²
新 設	ミドリ登美ヶ丘店	奈良県奈良市	H20.06.13	2,820
〃	ミドリ大津一里山店	滋賀県大津市	H20.11.21	2,995
〃	ミドリ赤穂店	兵庫県赤穂市	H21.03.06	2,719
(サンキューグループ)				m ²
増 床	100満ボルト米子店	鳥取県米子市	H20.07.19	660

(注) 石丸電気㈱は平成21年2月1日に㈱エイデンに吸収合併されておりますが、設備名としては石丸電気として営業しておりますので、エイデングループに含めて記載しております。

(3) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

㈱ミドリ電化は、平成20年4月1日をもってミドリサービス㈱を吸収合併しております。

㈱エイデンは、平成21年2月1日をもって㈱東京エディオン、㈱三石電化センター、石丸電気㈱、東京石丸電気㈱、㈱石丸電気レコードセンターおよびアイアイオンライン㈱を吸収合併しております。

㈱コムネットは、平成21年2月1日をもってアイアイテクノサービス㈱を吸収合併しております。

(4) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分

㈱東京エディオンは、平成20年10月1日に石丸電気㈱の株式の60%を追加取得し、100%子会社としております。

1-3. 直前三事業年度の財産および損益の状況

(1) 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第5期 平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで	第6期 平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで	第7期 平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで	第8期 平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで
売 上 高(百万円)	714,697	740,293	851,205	803,004
経 常 利 益(百万円)	20,389	18,631	21,227	11,751
当 期 純 利 益(百万円)	8,226	7,367	6,754	△13,506
総 資 産 額(百万円)	319,507	390,550	437,410	387,136
純 資 産 額(百万円)	128,504	162,176	177,576	135,583
1株当たり純資産額 (円)	1,214.84	1,258.61	1,290.78	1,149.25
1株当たり当期純利益 (円)	76.98	69.76	63.96	△127.90
自 己 資 本 比 率 (%)	40.2	34.0	31.2	31.3

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式数および期末発行済株式数は、いずれも自己株式を除いて算出しております。発行済株式数の増減は次のとおりであります。
 第5期 (株)ミドリ電化との株式交換による増加 16,676,797株

(2) 事業報告作成会社の財産および損益の状況

区 分	第5期 平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで	第6期 平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで	第7期 平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで	第8期 平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで
営 業 収 益(百万円)	5,858	7,254	10,677	13,649
経 常 利 益(百万円)	2,128	2,342	2,525	3,718
当 期 純 利 益(百万円)	1,344	443	3,110	1,402
総 資 産 額(百万円)	184,224	225,889	278,226	282,845
純 資 産 額(百万円)	122,066	120,135	120,723	120,662
1株当たり純資産額 (円)	1,155.73	1,137.51	1,143.14	1,142.69
1株当たり当期純利益 (円)	12.89	4.20	29.45	13.28
自 己 資 本 比 率 (%)	66.3	53.2	43.4	42.7

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式数および期末発行済株式数は、いずれも自己株式を除いて算出しております。発行済株式数の増減は次のとおりであります。
 第5期 (株)ミドリ電化との株式交換による増加 16,676,797株

1-4. 対処すべき課題

当企業グループは、持株会社である㈱エディオン（以下、「当社」という。）の傘下に、中国・四国・九州地方で事業展開する㈱デオデオ、中部・関東地方で事業展開する㈱エイデン、近畿地方で事業展開する㈱ミドリ電化、北陸地方を中心に事業展開する㈱サンキューの事業会社4社、およびそれぞれの子会社・関連会社で構成されており、西日本地域においてトップクラスのシェアを誇る家電量販グループです。当企業グループは、これら事業会社それぞれが持つ得意分野のノウハウを共有し、その融合を図ることによって更なる成長性と効率性の実現を目指しております。

現在、我が国の経済は大変厳しい状況にあり、当企業グループにおいても平成21年3月期は、当社設立以来初の赤字決算となりました。こうした中、当企業グループでは、①変化する環境への対応、②エリア戦略の再構築、③企業体質の強化により、収益力の回復とキャッシュ・フローの改善に向けて速やかに取り組んでまいります。

①変化する環境への対応

現在の経済環境の中で、消費者の節約志向は一段と高まっており、ローコストオペレーションの強化に努めるほか、政府の経済対策等の市場環境の変化に対して弾力的に対応できるよう、より一層努めてまいります。

また、当社では、従来からお客様のニーズやライフスタイルに合ったオリジナル商品の開発・販売に積極的に取り組んでおりますが、お客様から継続的に支持されるためには、こうしたオリジナル商品の開発、品揃え、店作り、サービスの向上等に、積極的にお客様の声を反映させていくことが重要であると考えており、今年度、お客様モニター制度を導入し、お客様の声の収集とその実現に、より一層力を入れて取り組んでまいります。

そのほか、着実にグループ全体を成長に導くためには、新たな成長商品への取り組みが重要であると考えております。自社内にサービス部門を保有している当企業グループの強みを最大限に活かしていくために、現在、オール電化、太陽光発電、リフォームといった工事をともなう商品の強化を進めており、新たな事業の柱として育てていきたいと考えております。

②エリア戦略の再構築

当社は、現在の経済環境の中で、今後、シェアの向上が見込まれるエリアに対し優先的に経営資源を配分することが、グループ全体の最適な成長戦略に適合するものと考え、戦略的な出店を行う一方で、不採算店舗の統廃合を進めてまいります。また、各エリアの特性を汲んだ価格・販促政策についても積極的に取

り組んでまいります。

西日本エリアにおいては、これまで以上に収益性を高めていくために、各商圏で安定したシェアを獲得できるよう商圏毎に適正規模での出店を行ってまいります。

関東エリアについては、平成19年3月に石丸電気㈱を連結子会社化し、また平成19年10月に㈱東京エディオンを設立する等、事業基盤強化に取り組んでまいりました。今後は、㈱エイデンが中部以東において一体的な運営を行い、収益性の改善を図ってまいります。

③企業体質の強化

現在の経済環境をさらなる企業体質の強化のチャンスと捉え、現在の環境が継続しても収益が確保できる体制を構築いたします。具体的には、現在、新たなグループシステムの導入を進めており、当該新システムの導入を早期に完了させることで、グループ全体のオペレーションの統一を図り、生産性の向上と店舗業務の効率化を図ります。また、間接部門のスリム化を図り、営業力の強化と効率的な運営体制を構築してまいります。同時にあらゆる経費の削減についての継続的な取組みによって、販売管理費比率を改善し、ローコストな運営を実現してまいります。

これら施策を早期にグループ全体で積極的に取り組み、事業基盤の強化による収益力の回復を図るほか、投資の抑制と在庫の削減等によりキャッシュ・フローの長期安定的な創出に努めてまいります。

1-5. 当該事業年度の末日における主要な事業内容

当企業グループは、当社と子会社である㈱デオデオ、㈱エイデン、㈱ミドリ電化、㈱サンキューおよびそれぞれの子会社150社を含め子会社154社ならびに関連会社4社で構成され、家庭電化商品および情報通信機器の販売を主な事業とし、㈱デオデオの基盤である中国地方、㈱エイデンの基盤である中部地方および関東地方、㈱ミドリ電化の基盤である近畿地方、㈱サンキューの基盤である北陸地方のほか、四国、九州、北海道など広範囲に亘り家電量販店を展開しております。

当企業グループは、㈱デオデオおよび㈱エイデンが、平成14年3月に株式移転により当社を設立したことにより発足いたしました。平成17年4月には株式交換により㈱ミドリ電化を100%子会社としたほか、平成19年6月には、北陸地方を中心に、北海道、関東、山陰、九州など広範囲に店舗ネットワークをもつ㈱サンキューの株式40.0%を取得し連結子会社といたしました。また、平成19年3月までに東京秋葉原地区を中心に関東地方に店舗ネットワークをもつ石丸電気㈱の株式40.0%を取得し、一方で関東地方で事業活動を担う子会社として、平成19年10月に㈱東京エディオンを設立、その後、平成20年10月には、石丸電気㈱の株式を追加取得し100%子会社とするなど関東地方における事業基盤の強化に努めてまいりました。平成21年2月に、経営効率のさらなる向上の実現を目指し、㈱エイデンが東日本を一体運営するため、㈱東京エディオン、石丸電気㈱等を吸収合併するなど子会社の再編を行っております。

エディオングループの取扱商品を大別すると、次のとおりであります。

品 種	主 要 商 品
映 像 商 品	テレビ・液晶テレビ・プラズマテレビ・ビデオ・ビデオカメラ・デジタルカメラ・DVDレコーダー等
音 響 商 品	コンポーネントステレオ・ミニコンボ・ポータブルMD・デジタルオーディオ等
冷 暖 房 商 品	エアコン・ストーブ・ファンヒーター・電子カーペット・家具調コタツ等
家 庭 電 化 商 品	冷蔵庫・レンジ・調理用品・洗濯機・クリーナー・理美容用品・住宅設備機器・照明器具等
情 報 通 信 商 品	パソコン・パソコン周辺機器・パソコンソフト・携帯電話・ファックス・電卓・電子手帳等
そ の 他	コンパクトディスク・DVDソフト・電子楽器・電池・電球・電子部品・ホームセンター商品・収納家具等の販売・家庭電化商品等の配送、設置、修理、工事等のサービス

1-6. 当該事業年度の末日における企業集団の主要拠点等および使用人の状況

(1) 企業集団の主要拠点等

会社名	主な業務	当連結会計年度末現在の店舗数			当連結会計年度中の店舗増減数		
		直営店	FC店	計	直営店	FC店	計
(株) デ オ デ オ	家庭電化商品等の販売	119	585	704	△5	3	△2
(株) エ イ デ ン	家庭電化商品等の販売	118	71	189	29	11	(注)40
(株東京エディオン)		(0)	(0)	(0)	(△5)	(0)	(△5)
(石丸電気(株))		(0)	(0)	(0)	(△18)	(0)	(△18)
(株三石電化センター)		(0)	(0)	(0)	(△5)	(0)	(△5)
(株) ミ ド リ 電 化	家庭電化商品等の販売	78	0	78	△1	0	△1
(株) サ ン キ ュ ー	家庭電化商品等の販売	56	1	57	△9	0	△9
家電店舗小計		371	657	1,028	△14	14	0
(株) ホ ー ム エ キ ス ポ	ホームセンター商品等の販売	7	0	7	0	0	0
(株) エ イ デ ン コミュニケーションズ	携帯電話等の販売	43	0	43	1	0	1
その他店舗小計		50	0	50	1	0	1
合計		421	657	1,078	△13	14	1

(注) (株)エイデンの店舗増減数には、(株)エイデンとしての純増13店舗（直営店3店舗、FC10店舗）のほか、(株)東京エディオン、石丸電気(株)および(株)三石電化センターを吸収合併したことに伴う店舗継承による増加27店舗（直営店26店舗、FC店1店舗）が含まれておりません。

(2) 企業集団および事業報告作成会社の使用人の状況

① 企業集団の状況

従業員数 10,664名

② 事業報告作成会社の状況

従業員数	前期末比増減(△)	平均年齢	平均勤続年数
451名	△25名	42歳2か月	15年7か月

(注) 1. 従業員数には出向社員425名を含んでおり、平均勤続年数はグループ会社での勤続年数を通算しております。

2. 従業員数には臨時従業員は含まれておりません。

1-7. 重要な親会社および子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	所在地	設立年月	資本金	当社議決権比率	主要な事業内容
(株) デオデオ	広島市中区	昭和22年5月	百万円 19,294	% 100.0	家庭電化商品等の販売
(株) エイデン	名古屋市中村区	昭和30年4月	12,694	100.0	家庭電化商品等の販売
(株) ミドリ電化	兵庫県尼崎市	昭和36年8月	1,560	100.0	家庭電化商品等の販売
(株) エイデンコミュニケーションズ	名古屋千種区	平成12年5月	300	(100.0)	携帯電話等の販売
(株) コムネット	愛知県春日井市	昭和58年2月	100	(100.0)	家庭電化商品等の修理および配送設置・工事
(株) ホームエクスポ	名古屋千種区	平成13年1月	100	(100.0)	ホームセンター商品等の販売
(株) エヌワーク	名古屋千種区	昭和48年12月	30	(100.0)	電算システムの運営および開発
エム・イー・ティー特定目的会社	東京都千代田区	平成13年5月	4,100	—	資産流動化計画に基づく特定資産の管理
(株) サンキュー	福井県福井市	昭和51年11月	10	40.0	家庭電化商品等の販売

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当社議決権比率は、小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。また、()内の数値は子会社を通じて間接に保有する議決権比率を表示しております。
 3. (株)エイデンは、平成21年4月1日をもって(株)ホームエクスポを吸収合併しております。

1-8. 主要な借入先および借入額

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	1,000
株 式 会 社 広 島 銀 行	4,100
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	2,000
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	2,000
株 式 会 社 み ず ほ コ ー ポ レ ー ト 銀 行	3,000
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行 を エ ー ジェ ント と す る コ ミ ッ ト メ ン ト ラ イ ン	36,000
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行 を エ ー ジェ ント と す る シ ン ジ ケ ー ト 団 #1	10,000
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行 を エ ー ジェ ント と す る シ ン ジ ケ ー ト 団 #2	15,000
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行 を エ ー ジェ ント と す る シ ン ジ ケ ー ト 団 #3	10,800
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行 を エ ー ジェ ント と す る シ ン ジ ケ ー ト 団	10,000

(注) 株式会社三菱東京UFJ銀行をエージェントとするコミットメントラインは、株式会社広島銀行その他の14行で構成され、株式会社三菱東京UFJ銀行をエージェントとするシンジケート団#1は株式会社十六銀行その他の25行で構成され、株式会社三菱東京UFJ銀行をエージェントとするシンジケート団#2は株式会社広島銀行その他の17行で構成され、株式会社三菱東京UFJ銀行をエージェントとするシンジケート団#3は株式会社中国銀行その他の16行で構成され、株式会社三井住友銀行をエージェントとするシンジケート団は、株式会社静岡銀行その他の22行で構成されております。

1-9. その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社と株式会社ビックカメラは、平成19年2月8日に資本業務提携契約を締結しておりましたが、両社の合意により平成21年2月8日をもって資本業務提携を解消いたしました。

1. 資本業務提携契約解消の経緯・理由

両社は、平成19年2月8日に資本業務提携契約（以下、「本契約」という。）を締結し、同年3月30日には提携委員会を発足させ、ビジネスモデルが異なる両社が最大の提携効果を上げるべく具体的な検討と相互理解に努めてまいりました。

しかしながら、平成19年11月のオリジナル家電の共同開発、共同販売の実施以降は案件が具体化に至らず、両社は協議のうえ、本契約の有効期限である本年2月8日をもって本契約を終了し、それぞれ独自に成長戦略を推進することが互いの企業価値を向上させるには最善の選択であるとの判断に至りました。

2. 資本業務提携契約解消の合意日

平成21年2月6日

3. 両社の提携内容と解消後の対応

(1) 資本提携

当社は株式会社ビックカメラ株式45,372株を、株式会社ビックカメラは当社株式3,170,000株をそれぞれ保有しておりますが、当該株式につきましては両社にて今後協議を行ってまいります。

(2) 業務提携

両社は、相互に非常勤取締役を各1名派遣しておりましたが、平成21年2月8日をもって、それぞれ辞任しております。

2. 株式に関する事項 (平成21年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 300,000,000株
- ② 発行済株式の総数 105,665,636株
- ③ 株主数 22,728名
- ④ 大株主の状況

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	出 資 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	8,702 ^{千株}	8.23 [%]
興 富 株 式 会 社	6,000	5.67
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	5,788	5.47
株 式 会 社 ダ イ イ チ	5,779	5.46
エディオングループ社員持株会	5,153	4.87
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4G)	4,394	4.15
株 式 会 社 ビ ッ ク カ メ ラ	3,170	3.00
久 保 允 誉	2,097	1.98
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	1,692	1.60
株 式 会 社 広 島 銀 行	1,621	1.53

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 出資比率は自己株式 (70,340株) を除いて算出しております。

3. 新株予約権等に関する事項

転換社債型新株予約権付社債の発行について

当社は、平成20年4月23日開催の当社取締役会において、「株式会社エディオン2013年5月10日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債」（以下、「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分を「本社債」、新株予約権部分を「本新株予約権」という。）の発行を決議し、平成20年5月9日に発行いたしました。

(1) 社債の名称

株式会社エディオン2013年5月10日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債

(2) 本社債の総額

15,000,000,000円および代替新株予約権付社債券（本新株予約権付社債券の紛失、盗難または滅失の場合に適切な証明および補償を得て発行する新株予約権付社債券をいう。以下同じ。）に係る本社債の額面金額合計額を合計した額

(3) 本新株予約権の総数

各本社債に付する本新株予約権の数は1個とし、3,000個および代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を5,000,000円で除した個数の合計数

(4) 当初転換価額 1,353円

(5) 本社債の利率 利息は付さない。

(6) 発行決議日 平成20年4月23日

(7) 払込期日および発行日 平成20年5月9日

(8) 本新株予約権を行使することができる期間

平成20年5月23日から平成25年4月26日の銀行営業終了時（ジュネーブ時間）までとする。

(9) 償還期限 平成25年5月10日

(10) 募集に関する事項

①単独ブックランナー兼共同主幹事引受会社であるDaiwa Securities SMBC Europe Limited, London, Geneva Branch（以下、「Daiwa Securities SMBC Europe」という。）および共同主幹事引受会社であるNomura Bank (Switzerland) Ltd.（両者を合わせて以下、「買取人」と総称する。）の総額買取引受によるスイス連邦を中心とする海外市場（ただし、アメリカ合衆国を除く。）における募集

②本新株予約権付社債の募集価格（発行価格）

本社債の額面金額の102.5%

4. 会社役員に関する事項

4-1. 取締役および監査役の状況（平成21年3月31日現在）

役名	氏名	担当および他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	久保允誉	株式会社ダイイチ代表取締役社長、株式会社サンフレッチェ広島取締役会長、株式会社高宮カントリークラブ代表取締役会長、株式会社ふれあいチャンネル代表取締役副社長
取締役副社長	岡嶋昇一	管理統括本部長兼店舗開発本部長、株式会社エイデン代表取締役社長
取締役副社長	友則和寿	営業統括本部長、株式会社デオデオ代表取締役社長、株式会社高宮カントリークラブ代表取締役社長
取締役副社長	中口雄司	株式会社ミドリ電化代表取締役社長
常務取締役	藤川誠	総務人事部長兼法務室長
取締役	船守精一	営業統括副本部長
取締役	麻田祐司	財務経理部長兼内部統制推進室長
常勤監査役	高橋圭治	
監査役	石田勝治	
監査役	異相武憲	弁護士
監査役	沖中隆志	税理士

- (注) 1. 監査役異相武憲、沖中隆志の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 常勤監査役高橋圭治氏は、長年にわたり経営管理業務の経験を重ねてきており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査役石田勝治氏は、長年にわたり経理業務の経験を重ねてきており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役異相武憲氏は、弁護士の資格を有しており企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役沖中隆志氏は、税理士の資格を有しており財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当該事業年度中の取締役および監査役の異動
- ・取締役中口雄司、麻田祐司の両氏は、平成20年6月27日開催の第7回定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。
 - ・取締役外山晋吾氏は、平成20年6月27日付で取締役を退任いたしました。
 - ・取締役宮嶋宏幸氏は、平成21年2月8日付で取締役を辞任いたしました。

4-2. 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額	摘 要
取 締 役	8	158百万円	
監 査 役	4	16百万円	(うち社外監査役2名、4百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第5回定時株主総会において、使用人分給与を含まず年額5億5,000万円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第5回定時株主総会において、年額1億円以内と決議いただいております。
3. 上記の人数および報酬等の額には、平成20年6月27日開催の第7回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名分が含まれております。
4. 社外取締役宮嶋宏幸氏は無報酬のため、上記の人数には含まれておりません。
5. 上記のほか、使用人兼務取締役に對し使用人給与12百万円を支給しております。
6. 上記のほか、社外監査役2名が監査役を兼任する子会社から監査役として受けた報酬等の総額は6百万円であります。

4-3. 社外役員の重要な兼職の状況等

区 分	氏 名	兼職会社名	兼職の内容	当社と兼職会社との関係
社外取締役	宮嶋宏幸	(株)ビックカメラ	代表取締役社長	(注)
社外監査役	異相武憲	(株)エイデン	社外監査役	100%子会社であります。
社外監査役	沖中隆志	(株)ミドリ電化	社外監査役	100%子会社であります。

- (注) 当社と株式会社ビックカメラとは資本業務提携を行っておりましたが、平成21年2月8日をもって提携を解消し、同日付で宮嶋宏幸氏は当社取締役を辞任いたしました。

4-4. 社外役員の名な活動状況

氏名	取締役会・監査役会への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
宮嶋宏幸 (社外取締役)	当事業年度のうち、同氏の在籍中に開催した28回の取締役会のうち、12回に出席いたしました。	取締役会審議事項に関して、同業他社の経営者としての豊富な経験を生かした助言を行うほか、営業統括本部、商品統括本部と意見交換を行い、商品開発などにおいて助言を行っております。
異相武憲 (社外監査役)	当事業年度に開催した33回の取締役会のうち31回に、また9回開催した監査役会のうち6回に出席いたしました。	取締役会、監査役会への出席に加えて、代表取締役や主要な取締役と面談し、また主要な子会社へ実地調査に赴くなど子会社を含めた業務執行状況について聴取し、これらの場において弁護士としての知見・経験も踏まえた発言を行っております。
沖中隆志 (社外監査役)	当事業年度に開催した33回の取締役会のうち25回に、また9回開催した監査役会のうち7回に出席いたしました。	取締役会、監査役会への出席に加えて、代表取締役や主要な取締役と面談し、また主要な子会社へ実地調査に赴くなど子会社を含めた業務執行状況について聴取し、これらの場において税理士としての知見・経験も踏まえた発言を行っております。

(注) 宮嶋宏幸氏は平成21年2月8日付をもって当社取締役を辞任いたしました。

4-5. 責任限定契約

(責任限定契約の内容)

当社は、平成18年6月29日開催の第5回定時株主総会で定款を変更し、社外取締役および社外監査役の実任限定契約に関する規定を設けております。

当該規定に基づき、当社が社外取締役宮嶋宏幸氏、社外監査役異相武憲氏および沖中隆志氏と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりです。

①社外取締役の実任限定契約

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役との間で、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結し、その賠償責任の限度額は法令に定める最低責任限度額としております。

(注) 平成21年2月8日付で宮嶋宏幸氏が当社取締役を辞任したことに伴い、上記責任限定契約は同日付で契約を解除しております。

②社外監査役の実任限定契約

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、各社外監査役との間で、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結し、その賠償責任の限度額は法令に定める最低責任限度額としております。

5. 会計監査人に関する事項

5-1. 氏名または名称

新日本有限責任監査法人

5-2. 当社および当社の子会社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|------------------------------------|-------|
| ①当社の公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 | 54百万円 |
| ②当社の公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額 | 1百万円 |
| ③当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 65百万円 |

5-3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合、その他必要があると判断した場合などは、監査役会の同意を得たうえで、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任もしくは不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、平成18年5月11日開催の取締役会において、「業務の適正を確保するための体制」、いわゆる「内部統制システムの基本方針」を決議いたしました。

その後、平成20年5月8日開催の取締役会において、財務報告の適正性を確保する体制および反社会的勢力との関係を遮断するための体制を明文化することなどを目的とする一部改定を決議し、また、平成21年5月13日開催の取締役会においても、当社組織変更に伴う担当部署名、担当者役職名と会議体の名称変更を決議いたしました。

(総論)

当社グループが掲げる「サービス型小売業」は、株主の皆様、お客様、地域社会、お取引先様、従業員などの利害関係者（ステークホルダー）からいただく信頼の上に成り立つ地域密着型ビジネスモデルを目指すものです。

サービス型小売業として地域社会に受け容れられ、広くご愛顧をいただくために次の3項目を事業運営の基本的な指針として位置付けております。

第一に、取締役・従業員のコンプライアンス（法令遵守）はもとより、地域社会のよき一員として、企業の社会的責任（CSR：Corporate Social Responsibility）を踏まえた事業活動を行います。

第二に、ステークホルダー（とりわけ株主様）から見た経営施策の合理性・納得性と意思決定プロセスの透明性を確保するとともに、ステークホルダーに向けたアカウンタビリティ（説明責任）を十分に果たします。

第三に、迅速的確な意思決定、強力な業務執行のできるトップマネジメント体制づくり、現場情報とステークホルダーのご意見・ご要望がタイムリーにトップマネジメントに達する社内コミュニケーション向上に努力いたします。

当社グループでは、これらを合わせて内部統制の課題として認識し、以下の基本方針をもって内部統制システムの整備に努めてまいります。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) エディオングループ倫理綱領の制定と周知

上記3項目の基本的な事業運営指針を「エディオングループ倫理綱領」として成文化している（下記）。さらにこれを具体的に解説した「倫理・コンプライアンスマニュアル」、カード型パンフレット「倫理綱領カード」を制定し、役員、従業員が法令・社会倫理の遵守に努める。

社長は経営方針発表会をはじめとする会議や研修において本綱領の理念を役員、従業員に直接伝えるよう努める。

エディオングループ倫理綱領

私たちエディオングループ役員、社員一同は、ここに「エディオングループ倫理綱領」を制定し、お客様に安心と信頼をいただくべく、その社会的責任を自覚し、法令と健全な社会慣習を遵守するとともに、高い倫理観と良識を踏まえて行動します。社長をはじめとする経営者は本綱領の精神を常に自らに問い、率先垂範と周知徹底に努め、これに反する事態に際しては問題解決と再発防止に全力で対応するとともに迅速な説明と厳正な対処を行います。

1. お客様に最高の満足と安心をご提供します
2. お客様本位の公正な競争を行います
3. お取引先様と透明な取引を行い、お互いの発展に努めます
4. お客様、お取引先様の個人情報、企業機密を厳正に取り扱います
5. 政治、行政等と健全かつ正常な関係を保ちます
6. 企業情報を適時適切に開示します
7. 環境問題に積極的に取り組みます
8. よき企業市民として地域社会との協調を図ります
9. 反社会的勢力とかかわりません
10. 働きやすい職場、社員の公平・公正な処遇と能力開発に努めます

(2) コンプライアンス統括責任者およびコンプライアンス委員会の設置

当社社長をコンプライアンス統括責任者とし、その指揮の下に、「コンプライアンス委員会」を設置し原則として毎月開催する。

コンプライアンス委員会は、コンプライアンス担当役員を委員長とし、総務人事部を事務局とする。また、当社および各事業子会社の総務・人事担当、内部監査担当、その他関係する各部門から委員長が委員を指名し、常勤監査役も出席する。

コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する重要な問題をグループ横断的に審議し、コンプライアンス統括責任者経由で取締役会に報告するとともに、コンプライアンス強化施策の立案および遵守状況の点検を行う。また、必要に応じて弁護士事務所とも意見交換し、経営の意思決定や日常業務にかかわるコンプライアンスに関してアドバイスを受ける。

さらに、内部通報規程に基づいてグループ各社のコンプライアンス事務局または弁護士事務所直結のホットライン（匿名可）を設置し、コンプライアンス違反の早期発見と再発防止に努める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

取締役の職務の執行に係る情報（文書および電磁的データ）の保存および管理は、取締役会で決定する文書管理規程に基づき、総務担当取締役が責任者としてこれを行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社およびグループ各企業のリスクを総括的に管理する「リスク管理委員会」を設置するとともに、リスク管理規程を定め、リスクの種類毎に責任部署を定める。

リスク管理委員会は、リスク管理担当役員を委員長とし、総務人事部を事務局とする。また、当社および各事業子会社の総務・人事担当、内部監査担当、その他関係する各部門から委員長が委員を指名し、常勤監査役も出席する。

リスク管理委員会は、リスクに関する重要な問題をグループ横断的に審議し、コンプライアンス統括責任者経由で取締役会に答申または報告するとともに、リスク予防策、対応策の立案および管理状況の点検を行う。また、必要に応じて弁護士事務所とも意見交換し、経営の意思決定や日常業務にかかわるリスクに関してアドバイスを受ける。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 事業計画の策定と迅速な進捗管理

当社およびグループ各企業は、経営環境の見通しに基づいて中期経営計画および年度事業計画を取締役会で審議決定する。営業部門、商品部門または管理部門を所管する取締役は、これらの計画に基づいて具体的な部門施策とその効率的な実施に向けた業務遂行を指揮する。また、これらの事業計画の予算に対する実績は月次でシステムの集計管理し、各取締役および取締役会にすみやかに報告される。

- (2) 経営会議による重要事項の機動的審議と情報共有
基本的に月2回開催する取締役会のほかに経営会議を設置し、重要案件を事前に機動的かつ十分に審議するとともに取締役相互の情報共有を図る。
経営会議は当社社長を議長とし、取締役、各事業会社の社長（取締役を兼務）、当社関係部長で構成され、基本的には毎週1回定期開催する。なお、取締役会および経営会議は、必要に応じてテレビ会議形式で機動的に開催する体制とする。
 - (3) 業務分掌・職務権限の明確化
期首または組織改編のつど、各規程の見直しを行い、取締役および職制の決裁権限を常に明確にするとともに、経営環境や経営計画に応じて決裁権限の強化または委譲を行う。
 - (4) 社外アドバイザーの活用
弁護士事務所、会計事務所および外部シンクタンク等からの提言を得て、テーマに応じて取締役が業務執行に際してアドバイザーとして活用できる体制とする。
5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 子会社たる事業会社におけるコンプライアンス推進担当者任命
「エディオングループ倫理綱領」、「倫理・コンプライアンスマニュアル」および「倫理綱領カード」は、グループ内事業会社すべてに適用・配布する。また、各事業会社総務・人事担当部長はコンプライアンス推進担当者として事業会社におけるコンプライアンスの指導・推進、相談およびコンプライアンス事務局との連絡を担当する。
また、事業会社各社におけるリスクマネジメントについてもコンプライアンスと同様の運用を行う。
 - (2) 子会社たる事業会社に対する内部監査
当社内部監査室は、グループ内事業会社各社を対象として内部監査を実施し、結果を当該事業会社社長および当社取締役会に報告する。
 - (3) 関係会社管理規程に基づくグループ経営の遂行
関係会社管理規程により、子会社たる事業会社の独自性を尊重しつつ、子会社の経営にかかる重要事項について当社取締役会等への定期的な報告を求めるとともに、特定の事項については当社の承認を必要とする旨規定して、子会社たる事業会社の経営を管理する。

- (4) 総務人事合同会議、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会の実施
当社総務人事担当取締役を議長として総務人事合同会議を毎月開催し、当社および子会社たる事業会社の総務人事担当部長の情報交換やグループ方針の確認等を行う。
また、コンプライアンス委員会およびリスク管理委員会を開催し、内部統制システムやリスク管理の状況を報告し合うとともに、法令改正等を踏まえた規程整備等についての情報共有とすりあわせを行う。
- (5) 当社からの子会社たる事業会社に対する不当要求のチェック体制
コンプライアンス違反に相当する不当な取引要求または施策の命令は当社取締役会内および当社コンプライアンス体制に従って厳重にチェックされる。
6. 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役職務を補佐する使用人スタッフは、必要に応じて任命するものとし、当該人選については監査役会と協議し、取締役からの独立性を確保するよう人事的な配慮を行う。
7. 取締役および使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する事項
監査役会に対して取締役および使用人の報告すべき事項は、法定の事項に加え、監査役会の決定する監査役会規程に規定する。基本的な項目は、当社およびグループ内事業会社各社の経営に重大な影響を及ぼす事項、コンプライアンス委員会の審議事項、内部通報の状況、内部監査の状況、リスク管理に関する重要事項および経営会議における審議事項とする。報告の方法等の運営事項についてはコンプライアンス委員会事務局と監査役会の協議に基づいて決定するものとする。
8. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための事項
監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、必要に応じて委員としてコンプライアンス委員会や経営会議などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または関係する使用人に説明を求めるものとする。
また、監査役会として当社の監査法人から会計監査内容の報告を受けるとともに、監査に関する情報の交換を定期的に行う。

9. 財務報告の適正性を確保する体制

- (1) 当社およびグループ各企業は、財務報告の適正性を確保するため、財務報告に係る内部統制の基本方針として内部統制規程を制定し、当該基本方針を遵守した業務執行により財務報告の適正性を確保する。
- (2) 当社およびグループ各企業は、財務報告の重要事項に虚偽記載が発生するリスクを管理し、低減・予防するための適切な体制の運用・整備・改善を行うとともに、各事業年度において財務報告の適正性を確保する体制を評価し、その結果を報告する。

10. 反社会的勢力との関係を遮断するための体制

- (1) 当社およびグループ各企業は、「反社会的勢力による被害防止のための基本方針」および同基本方針に基づき制定された「反社会的勢力による被害防止規程」を遵守し、反社会的勢力との関係を遮断する。
- (2) 当社およびグループ各企業は、「反社会的勢力による被害防止規程」所定の業務を誠実に遂行し、反社会的勢力との関係を遮断するための体制の円滑な運用を確保する。
- (3) 内部監査室は、反社会的勢力との関係を遮断するための体制の運用を監査する。

7. 会社の支配に関する基本方針

1. 基本方針の内容

当社は上場企業のため、株主・投資家の皆様は、当社株式の取得を自由に証券市場で行うことができます。そのため、当社は、当社の株式に対する大規模な買付行為につきましても一概に拒否するものではありません。近年我が国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大規模な買付行為、その提案またはこれに類似する行為を強行する動きが顕在化しておりますが、大規模な買付行為の提案が行われた場合に、それに応じるべきか否かの判断は、当社の経営を誰に委ねるべきかという問題に関連しますので、最終的には個々の株主の皆様のご判断によってなされるべきであると考えます。

もっとも、財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、企業理念、企業価値の様々な源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。

これらを十分に理解せず当社を支配した場合、ステークホルダー、特にお客様との信頼関係を失い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあります。このような企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある大規模な買付行為やこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

2. 基本方針の実現に資する取組み

当企業グループは、家庭電化商品および情報通信機器の販売を主な事業とし、子会社(株)デオデオの基盤である中国地方、(株)エイデンの基盤である中部・関東地方、(株)ミドリ電化の基盤である近畿地方、(株)サンキューの基盤である北陸地方のほか、四国、九州、北海道など広範囲にわたり家電量販店を展開しております。

当社は、各事業会社を監督・指導する持株会社として、経営の効率化、統合効果の早期創出に取組み、当社を取巻く株主・投資家の皆様、お客様、お取引先様、地域社会、従業員、グループおよび関係会社等の各ステークホルダーの皆様の安心と信頼のうえに、企業価値をより一層高めるべく、成長性、生産性、効率性のさらなる向上に努めております。

成長性の向上のために、各事業会社はエリア内の各商圈において商圈規模に応じた出店と、同一商圈における複数店舗の展開を行い、販促効率・物流効率の向上と、商圈内における消費者の認知度を向上させることで、各商圈において競合

他社に対して優位な地位を確立し、ドミナント体制での規模の拡大を図ってまいります。家電以外の商品においては、玩具、家具、インテリア、ソフト、住設等の積極的な展開を進めており、1店舗当たりの売上高拡大とワンストップショッピングによる高い利便性を提供することで、店舗の競争力の強化を図ってまいります。

生産性の向上を図るために、統合効果の創出に積極的に取り組んでおります。各事業会社を対象とした仕入統合を積極的に行うとともに、グループ各社で店舗再編、オール電化事業、ソフト事業などのノウハウを共有し、粗利率と収益の改善を図っております。

効率性の向上を図るために、各事業会社共通の統合情報システムの開発に取り組んでおります。情報システムの統一により店舗におけるより効率的なオペレーションが実現できるほか、カード戦略の統一による顧客情報を基点としたより効果的な販促の展開が可能となります。物流における統一的な仕組みの構築、物流センター等の最適な配置を検討するほか、その他各事業会社における店舗の建設材や間接材等の仕入れの統一によるスケールメリットの確保と経費管理のノウハウ共有によりグループとしての経費管理のノウハウを構築し、経費の抑制を図ってまいります。

また、在庫、売掛債権等の資産および負債の圧縮とキャッシュ・フロー経営を重視し、資本の効率的な運用を図ってまいります。

さらに、当企業グループは、法令遵守や企業倫理の重要性を認識するとともに、変化する企業環境に対応した迅速な経営意思決定と経営の健全性向上を図ることによって、企業価値を継続して高めていくことを最重要課題の一つとして位置付けております。その実現のために、株主・投資家の皆様、お客様、お取引先様、地域社会、従業員等の各ステークホルダーとの良好な関係を築くとともに、株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人等の法令上の機関制度を一層強化・整備してコーポレート・ガバナンスを充実させていきたいと考えております。

また、平成16年12月に「エディオングループ倫理綱領」を制定し、当企業グループとしての基本姿勢を明文化したほか、コンプライアンス委員会等の定期的開催、内部通報制度の整備、内部監査室・法務室の業務等を通じて、グループ内の問題点等が速やかに経営陣に伝わり、早期に対応・改善できる体制を構築いたしました。

その他内部統制システムの整備とともに、現体制の検証、改善を積極的に行い、さらなるコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでまいります。経営陣は、取

締役会を月1回以上開催し、経営上の重要事項を討議し決定しております。また、毎週経営会議を開催することで、適時に経営戦略や業務計画の見直しができる体制となっております。同時に、社外監査役の出席により、外部専門家の助言を受けながら、経営への監視・牽制機能を強化しております。コンプライアンス体制については、弁護士や各事業会社の総務人事担当者等を委員とした各種委員会を設置し、コンプライアンス意識を醸成し、法令違反の発生防止等に努めております。各事業会社に対しては、親会社である当社が経営支援・監視を行い、月次ベースで経営成績を把握して、問題点の早期発見および適時の解決を図っております。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針が支配されることを防止するための取組み

当社は、上記1.の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針が決定されることを防止する取組みとして当社株券等に対する大規模買付行為への対応策（買収防衛策）（以下「本対応策」といいます。）を平成20年6月27日開催の第7回定時株主総会の決議により導入いたしました。

本対応策の概要は以下のとおりであります。

(1) 本対応策の対象となる当社株券等の買付行為

当社は、上記基本方針に照らし、特定株主グループが、議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。かかる買付行為を以下「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を、以下「大規模買付者」といいます。）が行われる場合には、一定の合理的なルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）に従っていただくこととし、これを遵守した場合およびしなかった場合につき一定の対応策を定めることをもって、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みといたします。

(2) 独立委員会の設置

本対応策が適正に運用され、取締役会における恣意的な判断がなされることを防止するために独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3人以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外監査役および社外有識者等の中から選任します。

本対応策において、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合は、原則として当該大規模買付行為に対して対抗措置は講じないこととしております。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合は、対抗措置を講じる場合として対抗措置発動に係る客観的要件を設定しておりますが、明らかな濫用目的の場合の例外的対応としての対抗措置を講じる場合等、本対応策に係る重要な判断に際しては、原則として独立委員会に諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。

(3) 大規模買付ルールの概要

当社が設定する大規模買付ルールとは、①大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、②当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の目的と概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の「意向表明書」をご提出いただいたうえで、当社取締役会に対して、当社株主の皆様のご判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

当社取締役会は、意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。

本必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的および内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

- ①大規模買付者およびそのグループの概要
- ②大規模買付行為の目的および内容
- ③当社株券等の取得対価の算定根拠および取得資金の裏付け
- ④当社および当企業グループの経営に参画した後に想定している経営者候補、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑤当社および当企業グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社および当企業グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無およびその内容

大規模買付者が、当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、当社取締役会は、大規模買付者に対する評価、検討、交渉、意見形成、または、株主の皆様への代替案立案等を行います。このために必要な期間を60日以内の期間をもって、取締役会評価期間として設定します。当該期間は、独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重したうえで、必要に応じて最大90日間まで延長できるものとします。大規模買付行為は、かかる取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。なお、当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した場合には、速やかにその旨および取締役会評価期間が満了する日を公表いたします。また、独立委員会の勧告を受け、取締役会評価期間を延長する場合には、延長期間とその理由を速やかに開示します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、独立委員会に諮問し、また、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめ公表します。また、必要に応じ大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉したり、当社取締役会として当社株主の皆様に対し、代替案を提示することもあります。

(4) 大規模買付行為がなされた場合の対応策

① 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

ただし、当該大規模買付行為が明らかに濫用目的によるものと認められ、その結果として会社に回復し難い損害をもたらす等、当社株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、本対応策の例外的対応として、当社取締役会は当社株主の皆様の利益を守るために、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで適切と考える対抗措置を講じることがあります。

② 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何に拘わらず、当社取締役会は、当社および当社株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法、その他の法令および当

社定款が認める対抗措置を講じ、大規模買付行為に対抗する場合があります。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かおよび対抗措置の発動の適否は、外部専門家等の意見も参考にし、また独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。

対抗措置として、具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。

また、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合等、対抗措置の発動が適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の意見または勧告を十分尊重したうえで、対抗措置の発動の停止または変更を行うことがあります。

(5) 本対応策の適用開始と有効期限、変更および廃止

本対応策は、平成20年6月27日開催の当社第7回定時株主総会における承認によって発効し、有効期限は平成23年6月末日までに開催される当社第10回定時株主総会の終結の時までとします。ただし、当社第10回定時株主総会において本対応策を継続することが承認された場合は、かかる有効期限は、さらに3年間延長されるものとします。

ただし、有効期限の到来前であっても、当社株主総会において本対応策の変更または廃止の決議がなされた場合には、本対応策は当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものとします。また、当社株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本対応策の廃止の決議がなされた場合には、本対応策はその時点で廃止されるものとします。

4. 本対応策が会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主の共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものでないことおよびその理由

本対応策は、当社株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会によりいつでも廃止でき、また当社の取締役任期は1年であり期差任期制を採用していないため、本対応策の廃止またはその対抗措置発動を阻止することに時間を要するものでもありません。このように、本対応策は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しております。さらに、本対応策の合理性についての考えは、以下のとおりです。

(1) 本対応策が会社支配に関する基本方針に沿うものであること

本対応策は、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為がなされた場合の対応策、独立委員会の設置、株主および投資家の皆様に与える影響等を規定するものです。

本対応策は、大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、および当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後にのみ当該大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。

また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付者の大規模買付行為が当社株主共同の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断した場合には、かかる大規模買付者に対して当社取締役会は当社株主共同の利益を守るために適切と考える対抗措置を講じることがあることを明記しています。

このように本対応策は、会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計されたものであるといえます。

(2) 本対応策が当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

当社の会社支配に関する基本方針は、当社株主共同の利益を尊重することを前提としています。本対応策は、かかる会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断なさるために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保証することを目的としております。本対応策によって、当社株主および投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本対応策は当社株主共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

さらに、本対応策の発効・延長が当社株主の皆様のご承認を条件としており、当社株主が望めば本対応策の廃止も可能であることは、本対応策が当社株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

(3) 本対応策が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応策は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様のご判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社株主共同の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルールの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応策は当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動はかかる本対応策の規定に従って行われます。当社取締役会は単独で本対応策の発効・延長を行うことはできず、当

社株主の皆様のご承認を要します。

また、大規模買付行為に関して当社取締役会が評価・検討、当社取締役会としての意見の取りまとめ、代替案の提示、大規模買付者との交渉を行い、または対抗措置を発動する際には、外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。このように、本対応策には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続きも盛り込まれています。以上から、当社従業員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであると考えております。

連結貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

区 分	金 額	区 分	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産		I 流動負債	
現金及び預金	16,912	支払手形及び買掛金	46,495
受取手形及び売掛金	27,477	短期借入金	51,621
有価証券	2,119	一年内返済予定の長期借入金	21,320
商品及び製品	85,783	リース債務	43
原材料及び貯蔵品	274	未払法人税等	1,977
繰延税金資産	4,833	未払消費税等	541
その他	15,929	賞与引当金	5,086
貸倒引当金	△156	ポイント引当金	9,338
流動資産合計	153,173	その他の	22,698
II 固定資産		流動負債合計	159,122
1 有形固定資産		II 固定負債	
建物及び構築物	70,378	社債	500
工具、器具及び備品	5,754	転換社債型新株予約権付社債	15,000
土地	76,746	長期借入金	44,659
リース資産	1,065	リース債務	838
建設仮勘定	3,510	繰延税金負債	38
その他	1,620	再評価に係る繰延税金負債	2,629
有形固定資産合計	159,075	退職給付引当金	9,397
2 無形固定資産		役員退職慰労引当金	764
のれん	1,899	商品保証引当金	1,322
その他	15,368	負のれん	7,486
無形固定資産合計	17,268	その他	9,795
3 投資その他の資産		固定負債合計	92,431
投資有価証券	6,359	負債合計	251,553
繰延税金資産	9,785	(純資産の部)	
差入保証金	35,553	I 株主資本	136,382
その他	6,708	資本金	10,174
貸倒引当金	△820	資本剰余金	82,359
投資その他の資産合計	57,586	利益剰余金	43,916
固定資産合計	233,929	自己株式	△68
III 繰延資産		II 評価・換算差額等	△15,026
株式交付費	16	その他有価証券評価差額金	△88
社債発行費	17	土地再評価差額金	△14,938
繰延資産合計	33	III 少数株主持分	14,227
資産合計	387,136	純資産合計	135,583
		負債・純資産合計	387,136

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

区 分	金	額
I 売上高		803,004
II 売上原価		616,946
III 販売費及び一般管理費		186,057
IV 営業外収益		184,825
受取利息及び配当金	676	
仕入割	10,235	
負債のれん償却	1,456	
その他	1,401	13,770
V 営業外費用		
支店リース評価損	1,491	
パテントによる投資損失	811	
持分法による繰上	248	
貸倒引当金の繰上	260	
その他	439	3,252
VI 特別利益		11,751
前固定資産売却益	70	
固定資産引当金の戻入	38	
貸倒引当金の戻入	3	
投資有価証券売却益	124	
その他	27	265
VII 特別損失		
前固定資産売却損	16	
固定資産除却損	19	
固定資産除却損	1,887	
減価償却損	7,946	
れん減損	975	
投資有価証券売却損	373	
投資有価証券評価損	5,751	
商品保証引当品の評価損	538	
商借契約解除金繰入	226	
貸借契約解除金繰入	1,275	
その他	936	19,947
税金等調整前当期純損失		7,930
法人税、住民税及び事業税	4,417	
法人税等調整額	2,243	6,660
少数株主損失		1,085
当期純損失		13,506

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成20年3月31日残高	10,174	82,364	59,848	△65	152,321
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,112		△2,112
土地再評価差額金の取崩			△308		△308
当期純損失			△13,506		△13,506
自己株式の取得				△12	△12
自己株式の処分		△4		9	5
その他			△5		△5
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計		△4	△15,932	△2	△15,939
平成21年3月31日残高	10,174	82,359	43,916	△68	136,382

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計		
平成20年3月31日残高	△760	△15,246	△16,006	41,261	177,576
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△2,112
土地再評価差額金の取崩					△308
当期純損失					△13,506
自己株式の取得					△12
自己株式の処分					5
その他					△5
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	671	308	979	△27,033	△26,054
連結会計年度中の変動額合計	671	308	979	△27,033	△41,993
平成21年3月31日残高	△88	△14,938	△15,026	14,227	135,583

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 154社

(1) 主要な連結子会社の名称

(株)デオデオ、(株)エイデン、(株)ミドリ電化、(株)サンキュー 他150社

なお、前連結会計年度において100%連結子会社でありましたミドリサービス(株)は、平成20年4月1日に100%連結子会社である(株)ミドリ電化に吸収合併されたため、連結の範囲から除外しております。

また、前連結会計年度において100%連結子会社でありました(株)暮らしのデザインは、第1四半期連結会計期間において所有する株式をすべて売却したため、連結の範囲から除外しております。

さらに、(株)石丸本社他2社は実質的な支配関係がなくなったため、第1四半期連結会計期末において連結の範囲から除外しております。

前連結会計年度において連結子会社でありました石丸電気(株)、東京石丸電気(株)、(株)石丸電気レコードセンターおよびアイアイオンライン(株)と、前連結会計年度まで100%連結子会社でありました(株)東京エディオンおよび(株)三石電化センターは、平成21年2月1日に100%連結子会社である(株)エイデンに吸収合併されたため、連結の範囲から除外しております。

また、前連結会計年度において連結子会社でありましたアイアイテクノサービス(株)は、平成21年2月1日に100%連結子会社である(株)コムネットに吸収合併されたため、連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の名称

エム・エム・ケイ・エス・ジャパン(有)

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社数 4社

(1) 主要な会社等の名称

(株)パソナeプロフェッショナル、(株)ふれあいチャンネル、

(株)サンフレッチェ広島、(株)マルニ木工

(2) 持分法を適用しない非連結子会社および関連会社の名称

エム・エム・ケイ・エス・ジャパン(有)

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちエム・イー・ティー特定目的会社の決算日は12月31日であり、連結財務諸表を作成するに当たっては、同決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、前述の決算日の翌日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

a 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

b その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法によって算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

時価法によっております。

② デリバティブ取引

③ たな卸資産

a 商品

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

評価方法

家庭電化商品については移動平均法、先入先出法および最終仕入原価法によっております（移動平均法は主として㈱デオデオ、㈱エイデンの商品に、先入先出法は主として㈱ミドリ電化の商品に、最終仕入原価法は主として㈱サンキューの商品に適用されております）。また、ホームセンター商品については主として売価還元法によっております。

（会計方針の変更）

通常の販売目的で保有するたな卸資産の評価基準については、従来原価法によっておりましたが、当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）が適用されたことに伴い、原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

これに伴い、前連結会計年度と同一の方法によった場合と比べ、営業利益および経常利益が285百万円減少し、税金等調整前当期純損失が823百万円増加しております。

最終仕入原価法による原価法によっております。

b 貯蔵品

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産 (リース資産を除く)

建物(建物付属設備を除く)については定額法によっております。ただし、平成10年3月31日以前取得の建物の一部については定率法によっております。建物以外の有形固定資産については定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 2～60年

器具及び備品 2～20年

②無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法によっております。ただし、自社利用ソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(会計方針の変更)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」

(企業会計基準第13号(平成5年6月17日

(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正)および「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買処理に係る方法に準じた会計処理によって処理しております。

この変更に伴う損益への影響は軽微であります。

(3) 繰延資産の処理方法

①社債発行費

社債の償還までの期間にわたり、定額法により償却しております。

②株式交付費

3事業年度にわたり毎期均等額を償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

⑤ポイント引当金

ポイントカード制度において、顧客に付与したポイントの将来の利用に備えるため、連結会計年度末における将来見込み利用額を計上することとしております。

⑥商品保証引当金

販売した商品の保証期間に関わる修理費用の発生に備えるため、過去の修理実績等に基づき将来の修理費用見込額を見積計上しております。

（会計方針の変更）

従来の5年間保証に加え、過年度において10年間保証のサービスも開始しており、当該サービスを開始してから一定期間が経過し、修理実績等のデータが揃ったこと等により、将来の修理費用が合理的に見積もる事ができるようになったことから、当連結会計年度から、その修理費用の見積額を商品保証引当金として計上しております。

これに伴い、前連結会計年度と同一の方法によった場合と比べ、当連結会計年度の営業利益および経常利益が109百万円減少し、税金等調整前当期純損失が335百万円増加しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

一部の借入金について、金利の支払条件を変換することを目的として金利スワップを利用しております。当該金利スワップと金利変換の対象となる借入金ヘッジ会計の要件を満たしており、かつ、その想定元本、利息の受払条件および契約期間が当該借入金とほぼ同一であるため金利スワップの時価評価せず、その金銭の受払いの純額を当該借入金に係る利息に加減して処理しております。

(6) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

5. 連結子会社の資産および負債の評価に関する事項

連結子会社の資産および負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。

6. のれんおよび負ののれんの償却に関する事項

のれんおよび負ののれんの償却については、発生年度より実質的判断による年数の見積りが可能なものはその見積年数で、その他については5年間で均等償却しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	94,553百万円
2. 非連結子会社および関連会社に対する株式	577百万円
3. 担保に供している資産および担保に係る債務	
(1) 担保に供している資産	
建物及び構築物	11,196百万円
土地	14,655 "
差入保証金	792 "
計	26,644百万円
(2) 担保に係る債務	
短期借入金	850百万円
長期借入金および一年内返済予定の長期借入金	9,729 "
社債	500 "
固定負債の「その他」(預り保証金)	1,331 "
計	12,411百万円
このほか担保留保条項を付している長期借入金および一年内返済予定の長期借入金が3,100百万円あります。	
4. 保証債務	
金融機関からの借入	
(株)ふれあいチャンネル	1,659百万円
(株)マルニ木工	200百万円
その他	
従業員	7百万円

5. 債権流動化による買戻し条件付売掛金譲渡（譲渡額面3,619百万円）に伴う買戻し義務限度額が291百万円あります。

6. 連結子会社の㈱デオデオおよび㈱エイデンは土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき保有する事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出する方法によっております。

再評価を行った年月日

㈱デオデオ 平成14年3月31日

㈱エイデン 平成14年3月28日

再評価を行った土地の平成21年3月31日現在における時価と再評価後の帳簿価額との差額

㈱デオデオ 9,939百万円

㈱エイデン 1,747百万円

7. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行15行と貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額 48,000百万円

借入実行残高 36,000 〃

差引額 12,000百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類および総数
普通株式

105,665,636株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,056百万円	10円	平成20年3月31日	平成20年6月30日
平成20年11月14日 取締役会	普通株式	1,056百万円	10円	平成20年9月30日	平成20年12月9日
計		2,112百万円	20円		

3. 当連結会計年度末後に行う剰余金の配当に関する事項

平成21年6月26日開催予定の定時株主総会に、次のとおり付議する予定
であります。

普通株式の配当に関する事項

- | | |
|--------------|------------|
| (1) 配当金の総額 | 528百万円 |
| (2) 1株当たり配当額 | 5円 |
| (3) 基準日 | 平成21年3月31日 |
| (4) 効力発生日 | 平成21年6月29日 |

1株当たり情報に関する注記

- | | |
|------------|-----------|
| 1株当たり純資産額 | 1,149円25銭 |
| 1株当たり当期純損失 | 127円90銭 |

株式会社 エディオン 貸借対照表

(平成21年 3月31日現在)

(単位：百万円)

区 分	金 額	区 分	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産		I 流動負債	
現金及び預金	2,677	買掛金	40,187
売掛金	37,870	短期借入金	51,589
前払費用	599	一年内返済予定の長期借入金	13,200
繰延税金資産	730	未払金	2,936
短期貸付金	63,519	未払費用	118
未収入金	2,229	未払法人税等	13
その他	0	預り金	9
流動資産合計	107,626	賞与引当金	324
II 固定資産		その他	385
1 有形固定資産		流動負債合計	108,763
建物	78	II 固定負債	
工具、器具及び備品	665	転換社債型新株予約権付社債	15,000
有形固定資産合計	744	長期借入金	37,600
2 無形固定資産		長期未払金	819
商標権	17	固定負債合計	53,419
ソフトウェア	6,738	負債合計	162,183
ソフトウェア仮勘定	6,448	(純資産の部)	
その他	93	I 株主資本	120,660
無形固定資産合計	13,296	資本金	10,174
3 投資その他の資産		資本剰余金	108,811
投資有価証券	931	資本準備金	62,371
関係会社株式	138,032	その他資本剰余金	46,439
関係会社長期貸付金	19,000	利益剰余金	1,742
長期前払費用	1,481	その他利益剰余金	1,742
繰延税金資産	1,382	繰越利益剰余金	1,742
差入保証金	5	自己株式	△68
敷金	108	II 評価・換算差額等	2
長期預金	200	その他有価証券評価差額金	2
その他	22	純資産合計	120,662
投資その他の資産合計	161,165	負債・純資産合計	282,845
固定資産合計	175,206		
III 繰延資産			
社債発行費	12		
繰延資産合計	12		
資産合計	282,845		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株式会社 エディオン 損益計算書

(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

区 分	金 額	
I 営業収益		
経営指導料	10,344	
受取配当金	2,895	
業務委託手数料	409	
その他	0	13,649
II 一般管理費		9,799
営業利益		3,850
III 営業外収益		
受取利息	998	
その他	65	1,063
IV 営業外費用		
支払利息	1,190	
社債発行費償却	2	
その他	2	1,195
経常利益		3,718
V 特別損失		
固定資産除却損	10	
投資有価証券売却損	55	
投資有価証券評価損	2,848	
その他	7	2,921
税引前当期純利益		796
法人税、住民税及び事業税	15	
法人税等調整額	△621	△605
当期純利益		1,402

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株式会社 エディオン 株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						株主資本 合 計
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
平成20年3月31日残高	10,174	62,371	46,444	108,816	2,451	△65	121,376
事業年度中の変動額							
剰余金の配当					△2,112		△2,112
当期純利益					1,402		1,402
自己株式の取得						△12	△12
自己株式の処分			△4	△4		9	5
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計			△4	△4	△709	△2	△716
平成21年3月31日残高	10,174	62,371	46,439	108,811	1,742	△68	120,660

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成20年3月31日残高	△653	△653	120,723
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△2,112
当期純利益			1,402
自己株式の取得			△12
自己株式の処分			5
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	655	655	655
事業年度中の変動額合計	655	655	△61
平成21年3月31日残高	2	2	120,662

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法によっております。

（リース資産を除く） なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 3～15年

器具備品 4～10年

②無形固定資産

定額法によっております。

（リース資産を除く） ただし、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

（会計方針の変更）

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））および「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買処理に係る方法に準じた会計処理によって処理しております。

この変更に伴う損益への影響はありません。

- (3) 繰延資産の処理方法
社債発行費 5 事業年度にわたり毎期均等額を償却しております。
- (4) 引当金の計上基準
賞与引当金 従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。
- (5) ヘッジ会計の方法 一部の借入金について、金利の支払条件を変換することを目的として金利スワップを利用しております。当該金利スワップと金利変換の対象となる借入金ヘッジ会計の要件を満たしており、かつ、その想定元本、利息の受払条件および契約期間が当該借入金とほぼ同一であるため金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払いの純額を当該借入金に係る利息に加減して処理しております。
- (6) 消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	634百万円
関係会社に対する短期金銭債権	101,391百万円
関係会社に対する長期金銭債権	19,000百万円
関係会社に対する短期金銭債務	2,665百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引	
営業収益	13,649百万円
一般管理費	906百万円
営業取引以外の取引高	513,896百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式

70,340株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

減価償却費 134百万円

賞与引当金 131 〃

繰越欠損金 1,817 〃

その他 31 〃

繰延税金資産小計 2,114百万円

評価性引当額 - 百万円

繰延税金資産合計 2,114百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金 △1百万円

繰延税金負債合計 △1百万円

繰延税金資産合計 2,112百万円

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

グループ統合システム（器具及び備品、ソフトウェア）であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針に係る事項に関する注記「(2)固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法によっており、その内容は次のとおりであります。

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額

	器具及び備品 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
取得価額相当額	1,041	763	1,805
減価償却累計額相当額	225	190	416
期末残高相当額	815	573	1,389

② 未経過リース料期末残高相当額等

未経過リース料期末残高相当額

(百万円)

1年以内	353
1年超	1,055
合計	1,408

③ 支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額

(百万円)

支払リース料	383
減価償却費相当額	360
支払利息相当額	39

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

⑤ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差異を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社および関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	㈱デオデオ	所有 直接100%	役員兼任 経営指導 業務委託 資金の援助 仕入代行	経営指導料 資金の貸付 利息の受取 仕入代行 仕入割引	3,772 (注)4 - 472 189,387 3,608	長期貸付金 短期貸付金 売掛金	8,800 28,799 15,814
子会社	㈱エイデン	所有 直接100%	役員兼任 経営指導 業務委託 資金の援助 仕入代行	経営指導料 資金の貸付 利息の受取 仕入代行 仕入割引	3,241 (注)4 - 299 138,854 2,645	長期貸付金 短期貸付金 売掛金	9,000 17,318 9,700
子会社	㈱ミドリ電化	所有 直接100%	役員兼任 経営指導 業務委託 資金の援助 仕入代行	経営指導料 資金の貸付 利息の受取 仕入代行 仕入割引	2,635 (注)4 - 162 117,672 2,023	長期貸付金 短期貸付金 売掛金	3,200 14,618 8,846
子会社	㈱サンキュー	所有 直接40%	業務委託 仕入代行	仕入代行	37,652	売掛金	3,509
子会社 (注)5	石丸電気㈱	—	仕入代行	仕入代行	16,930	—	—
子会社 (注)5	㈱東京エディオン	—	仕入代行	資金の貸付 利息の受取 仕入代行	(注)4 - 53 3,686	—	—

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付および預りについては、市場金利を勘案し合理的に利率を決定しております。なお、担保の受入および提供はありません。
2. 仕入代行および仕入割引については、当社の仕入先から同一の条件によっております。
3. 取引金額には消費税等を含んでおりません。期末残高には消費税等を含めております。
4. 資金の貸付については当社が資金の一元管理を行っており、資金の決済は随時おこなわれております。このため、取引金額としての把握が困難であるため記載を省略しております。
5. 石丸電気㈱および㈱東京エディオンについては、平成21年2月1日に㈱エイデンに吸収合併されており、記載の金額は当事業年度の期首から平成21年1月31日までの取引金額であります。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,142円69銭
1株当たり当期純利益	13円28銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成21年5月19日

株式会社エディオン
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山本操司	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤嘉章	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井上正彦	㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エディオンの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エディオン及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成21年5月19日

株式会社エディオン
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山本操司	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤嘉章	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井上正彦	㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エディオンの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議並びに代表取締役との定期会合に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針及び第2号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、常勤監査役が総務人事合同会議等に出席し、また常勤監査役並びに社外監査役2名がそれぞれ子会社1社の監査役を兼務して、一部子会社の取締役会に出席するほか、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、主要な子会社に赴き、調査いたしました。また、監査役による調査あるいは監査活動の結果については、必要に応じ、各取締役や各部門の責任者に対し意見を伝えました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第2号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年5月20日

株式会社エディオン 監査役会

常勤監査役 高 橋 圭 治 ㊟

監 査 役 石 田 勝 治 ㊟

社外監査役 異 相 武 憲 ㊟

社外監査役 沖 中 隆 志 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、配当政策を重要な経営課題の一つと認識しており、株主の皆様への安定的配当の実施を念頭に置きながら、業績および経営基盤強化のための内部留保等を勘案し、配当金額を決定することを基本方針としております。

当期末の剰余金の処分につきましては、当企業グループの連結業績において純損失を計上したことを考慮し、誠に遺憾ながら次のとおりといたしたいと存じます。

当社は、グループ各事業会社を監督・指導する持株会社として、経営の効率化、統合効果の早期創出に取り組み、企業価値をより一層高めるべく、成長性、生産性、効率性のさらなる向上に努めております。今後は株主の皆様のご期待に添えるよう、グループ企業一丸となって業績の回復に取り組む所存でございます。

期末配当金に関する事項

当期末の株主配当金につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、1株につき5円とさせていただきたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金5円 総額527,976,480円

なお、昨年12月に中間配当金として1株につき10円をお支払いいたしておりますので、年間にお支払いする配当金は1株につき15円となります。

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成21年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）の施行に伴い、当社定款規定のうち、株券、実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除、条数の繰り上げ等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得) 第8条 (条文省略)</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第9条 (条文省略) <u>②当社は、本定款第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利) 第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利および本定款に定める権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. 単元未満株式の売り渡しを請求することができる権利</p> <p>(単元未満株式の買増し) 第11条 (条文省略)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(自己の株式の取得) 第7条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数) 第8条 (現行どおり) (削 除)</p> <p>(単元未満株式についての権利) 第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利および本定款に定める権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. 単元未満株式の売り渡しを請求することができる権利</p> <p>(単元未満株式の買増し) 第10条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主名簿管理人) 第12条 (条文省略) ② (条文省略)</p> <p>③当会社の株主名簿、<u>実質株主名簿</u> (以下「株主名簿等」という。)、<u>株券喪失登録簿</u>および新株予約権 原簿の作成ならびに備置きその他 株主名簿等、<u>株券喪失登録簿</u>およ び新株予約権原簿に関する事務 は、これを株主名簿管理人に取扱 わせ、当社においては取扱わな い。</p> <p>(株式取扱規程) 第13条 (条文省略)</p> <p>(基準日) 第14条 当会社は、毎年3月31日の最終の 株主名簿等に記載または記録され た議決権を有する株主をもって、 その事業年度に関する定時株主総 会において権利を行使することが できる株主とする。</p> <p>②前項に定めるほか必要があるとき は、取締役会の決議にもとづいて あらかじめ公告したうえ、一定期 日の最終の株主名簿等に記載また は記録された株主または登録株式 質権者をもって、その権利を行使 すべき株主または登録株式質権者 とすることができる。</p> <p>第15条～第39条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当) 第40条 当会社の剰余金の配当は、毎年3 月31日の最終の株主名簿等に記載 または記録された株主または登録 株式質権者に支払う。</p>	<p>(株主名簿管理人) 第11条 (現行どおり) ② (現行どおり)</p> <p>③当会社の株主名簿および新株予約 権原簿の作成ならびに備置きその 他株主名簿および新株予約権原簿 に関する事務は、これを株主名簿 管理人に取扱わせ、当社におい ては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程) 第12条 (現行どおり)</p> <p>(基準日) 第13条 当会社は、毎年3月31日の最終の 株主名簿に記録された議決権を有 する株主をもって、その事業年度 に関する定時株主総会において権 利を行使することができる株主と する。</p> <p>②前項に定めるほか必要があるとき は、取締役会の決議にもとづいて あらかじめ公告したうえ、一定期 日の最終の株主名簿に記録された 株主または登録株式質権者をもっ て、その権利を行使すべき株主ま たは登録株式質権者とすることが できる。</p> <p>第14条～第38条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当) 第39条 当会社の剰余金の配当は、毎年3 月31日の最終の株主名簿に記録さ れた株主または登録株式質権者に 支払う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(中間配当) 第41条 当社は、取締役会の決議によつて毎年9月30日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間等) 第42条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(中間配当) 第40条 当社は、取締役会の決議によつて毎年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間等) 第41条 (現行どおり)</p> <p>(附 則)</p> <p>第1条 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>第2条 当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第3条 本附則第1条から第3条までの規定は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役7名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、業務を円滑かつ迅速に遂行し、経営陣の一層の強化を図るため取締役を2名増員し、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
1	くぼ まさ たか 久保 允 誉 (昭和25年2月18日)	昭和56年6月 第一産業(株)(現 (株)デオデオ)取締役 昭和56年7月 同社常務取締役 昭和62年6月 同社専務取締役 平成3年6月 同社代表取締役副社長 平成4年4月 同社代表取締役社長 平成14年3月 当社代表取締役会長 平成15年7月 当社代表取締役社長(現任) 平成15年7月 (株)デオデオ代表取締役会長 平成16年6月 同社取締役会長(現任) 平成19年12月 (株)ミドリ電化取締役会長(現任) (他の法人等の代表状況) (株)ダイイチ 代表取締役社長 (株)高宮カントリークラブ 代表取締役会長 (株)ふれあいチャンネル 代表取締役副社長	2,097,500株
2	おか じま しょう いち 岡 嶋 昇 一 (昭和25年11月22日)	昭和56年3月 (株)栄電社(現 (株)エイデン)取締役 昭和62年1月 同社常務取締役 昭和63年5月 同社代表取締役専務 平成3年5月 同社代表取締役副社長 平成5年6月 同社代表取締役社長(現任) 平成14年3月 当社代表取締役社長 平成15年7月 当社代表取締役副社長 平成16年6月 当社取締役副社長(現任)	1,315,900株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
3	とも のり かず とし 友 則 和 寿 (昭和26年2月28日)	平成2年6月 (株)ダイイチ(現 (株)デオデオ)取締役 平成2年10月 同社常務取締役 平成7年6月 同社取締役副社長 平成14年3月 当社取締役 平成15年7月 (株)デオデオ代表取締役社長(現任) 平成17年4月 当社取締役副社長(現任) (他の法人等の代表状況) (株)高宮カントリークラブ 代表取締役社長	16,900株
4	なか ぐち ゆう じ 中 口 雄 司 (昭和23年4月21日)	平成8年11月 (株)ミドリ電化取締役 平成19年2月 当社第二商品本部長 平成19年8月 当社近畿営業本部長 平成19年8月 (株)ミドリ電化執行役員営業本部長 平成19年12月 同社代表取締役社長(現任) 平成20年6月 当社取締役副社長(現任)	17,300株
5	ふじ かわ まこと 藤 川 誠 (昭和23年10月5日)	平成8年6月 (株)エイデンサカキヤ(現 (株)エイデン)取締役 平成11年4月 同社常務取締役 平成14年3月 当社取締役 平成16年10月 当社総務人事部長 平成19年4月 (株)エイデン専務取締役 平成19年12月 当社総務人事部長兼法務室長 平成20年6月 当社常務取締役(現任) 平成21年4月 当社総務人事本部長兼総務人事部長兼法務室長(現任)	19,300株
6	ふな もり せい いち 船 守 精 一 (昭和29年1月14日)	平成16年10月 (株)デオデオ本店店長 平成17年4月 同社営業統括本部長兼中国四国営業本部長兼当社中国四国営業本部長 平成18年6月 同社取締役 平成19年4月 同社常務取締役 平成19年4月 当社商品統括本部長 平成19年6月 当社取締役(現任) 平成21年4月 当社営業本部長(現任)	5,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
7	あさだ ゆうじ 麻田 祐司 (昭和47年6月15日)	平成9年10月 監査法人トーマツ入所 平成12年4月 税理士法人トーマツへ転籍 平成13年4月 公認会計士登録 平成16年5月 当社入社 経理部長 平成19年2月 当社経理部長兼内部統制推進室長 平成19年4月 当社財務経理部長兼内部統制推進室長 平成20年6月 当社取締役(現任) 平成21年4月 当社財務経理本部長兼財務経理部長(現任)	1,100株
8	* うめ はら まさ ゆき 梅原 正幸 (昭和29年1月1日)	昭和63年5月 (株)ミドリ電化取締役 平成12年6月 同社代表取締役副社長 平成13年7月 同社代表取締役社長 平成17年4月 当社取締役副社長 平成19年1月 当社取締役物流・サービス統合推進室長 平成19年12月 当社物流・サービス統合推進室長 平成21年4月 当社内部監査室長(現任)	315,100株
9	* やま さきのり お 山崎 徳雄 (昭和32年1月15日)	平成元年4月 (株)ダイイチ(現(株)デオデオ)入社 平成12年10月 同社シンガポール支店支店長 平成15年4月 同社業態開発部長 平成17年4月 同社戦略推進室部長 平成17年10月 同社社長室室長 平成18年6月 同社取締役(現任) 平成19年4月 当社戦略推進室長 平成21年4月 当社経営企画室長(現任)	900株

- (注) 1. *印は新任取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役沖中隆志氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、および他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
おき なか たか し 沖 中 隆 志 (昭和38年2月25日)	昭和60年4月 中谷洋一公認会計士・税理士事務所入所 平成3年5月 中谷会計グループ 柳生佳洋税理士事務所転籍 平成12年7月 中谷会計グループ 沖中隆志税理士事務所開業（現在に至る） 平成16年5月 ㈱ミドリ電化監査役（現任） 平成17年4月 当社監査役（現任）	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 沖中隆志氏は、社外監査役候補者であります。
 3. 沖中隆志氏は税理士の資格を有しており、その専門的知見に基づく指導および監査等、社外監査役として適切に職務を遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
 4. 沖中隆志氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年3ヶ月となります。
 5. 沖中隆志氏が監査役を務める㈱ミドリ電化は、平成19年11月5日付で尼崎労働基準監督署から時間外労働管理等に関する是正勧告書を受領いたしました。同社は労働基準監督署の指導に従い、平成20年3月末までに未払賃金等の支払いを行うとともに、労務改善委員会の設置等再発防止策を実施する等、速やかに是正いたしました。
 本件につきまして、沖中隆志氏は是正のための実態調査および再発防止策の立案等に際し、社外監査役として適切な助言を行うなど対応に努めました。
 6. 社外監査役との責任限定契約について
 当社は、現行定款において社外監査役との間に損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨定めており、その規定により社外監査役候補者沖中隆志氏との間に責任限定契約を締結しております。同氏が再任されますと同契約を継続する予定であります。その内容の概要は、当該契約に基づく責任の限度額につき、法令に定める最低責任限度額とするものであります。

第5号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

当社は、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、下記の要領により当社の取締役および従業員、ならびに当社の子会社の取締役、執行役員および従業員に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することにつき、ご承認を求めるものであります。

なお、当社取締役に対する新株予約権付与は、会社法第361条第1項第3号の報酬等に該当いたしますとともにその額が確定しておりませんので、当社取締役9名の者に対し報酬等として新株予約権を付与することおよびその算定方法につきましても、併せてご承認を求めるものであります。ただし、取締役への付与に関しましては、第3号議案が可決承認されますことを前提といたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに、株主様を重視した経営を一層推進することを目的として、当社の取締役および従業員、ならびに当社の子会社の取締役、執行役員および従業員に対し、金銭の払込みを要することなく無償で新株予約権を発行するものであります。

また、当社取締役に対し新株予約権を付与することについては、ストックオプションの目的で付与するものであり、取締役の報酬等として相当であると存じます。

なお、新株予約権の公正価額は、割当日における諸条件をもとに、ブラック・ショールズ・モデルを用いて算出するものとします。

2. 新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しないものとする。

3. 新株予約権の割当日

募集新株予約権発行の取締役会で決定する。

4. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式 160万株を上限とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）を次の算式により調整し（1株未満の端数は切り捨て）、当該時点で権利行使されていない新株予約権を合計した調整後付与株式数をもって新株予約権の目的たる株式の数とする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、当該時点で行使されていない新株予約権を合計した調整後付与株式数をもって新株予約権の目的たる株式数とする。

(2) 新株予約権の総数

16,000個を上限とする。なお、この内、当社取締役が付与する新株予約権は3,000個を上限とする。(新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株とする。ただし、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。)

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

ただし、その金額が割当日の終値(取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値。)を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、割当日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価格で新株式の発行(時価発行として行う公募増資、ストックオプションとしての新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額の調整を行う。

- (4) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の割当日の翌日から2年を経過した日より3年以内とする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。
- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い、算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
- ① 権利を付与された者（以下、「新株予約権者」という。）は、当該新株予約権の発行にかかる取締役会において割当を受けた当初の新株予約権者において、これを行使することを要する。
 - ② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認められない。
 - ③ 新株予約権者は、一度の手続きにおいて新株予約権の全部または一部の行使をすることができる。ただし、当社の1単元未満の株式を目的とする新株予約権の行使は認められない。
 - ④ その他新株予約権の行使の条件は、本定時株主総会終結の時以降に開催される取締役会決議により定める。
- (7) 新株予約権の取得の条件
当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (9) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い
組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。
- ① 合併（当社が消滅する場合に限る。）
合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

- ②吸収分割
吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
 - ③新設分割
新設分割により設立する株式会社
 - ④株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - ⑤株式移転
株式移転により設立する株式会社
- (10) 新株予約権の行使により発生する端数の切り捨て
新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (11) 新株予約権のその他の内容
新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される募集新株予約権発行の取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとする。
- 以 上

